

# 琉球大学学術リポジトリ

## 研究ノート：樺太

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/38342">http://hdl.handle.net/20.500.12000/38342</a>

# 矢内原忠雄文庫

史料名	研究ノート[樺太]
封筒番号	494
原文所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成17年11月21日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

# 矢内原忠雄文庫

封筒番号：494

史料名	研究ノート[樺太]
資料形態	ノートバラ
枚数	2
页数	5
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ (cm)	
書誌的事項	植民  今泉分類記号：Y



附文

不代条、特定地、耕作放棄及之、直接附帯ノ用途ニ在ルモノハ、既  
リ世債ニ貸付スルコトヲ為

不代条、特定地、耕作放棄及之、耕作一人ニ付テ、面積ノ故ニ、  
但シ既ニ其ノ者ヲ耕作シタル土地ト面積ハ、之ノ過半セズ

一、耕作放棄及之、直接附帯ノ用途ニ在ル土地 九万坪

二、放棄地 五万坪

三、其ノ他ノ可耕地ニ在ル土地 一万坪  
為シテ、既ニ耕作ニ在リ、面積ノ五倍ニ増ハル

不代条、特定地、耕作放棄及之、直接附帯ノ用途ニ在ル  
為シテ、耕作放棄及之、耕作一人ニ付テ、面積ハ、之ノ過半セズ

一、耕作放棄地ニ在リ、其ノ者、耕作放棄地トシ、且ソノ耕作上  
必要ト認ムルモノトシテ、耕作放棄地トスル

二、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トスル

三、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トスル

四、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トスル

五、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トスル

六、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トスル

七、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トスル

八、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トスル

九、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トスル

十、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トスル

十一、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トスル

十二、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トスル

十三、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トスル

十四、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トスル

十五、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トスル

十六、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トシ、耕作放棄地トスル

以海區共有未開地 第四、四、一五

三、土地之選擇 和合ノ定見ハ一區ノ範圍内ニ其ノ土地ノ自ラ

子ノ爲メ或ハ其ノ名又ハ其ノ地ノ僱用セリトシテ其ノ時ニ之ヲ行フ

ノ三、自ラ耕作ヲ爲サントスル者ノ為メ土地ノ區域ヲ限リ其ノ地ヲ設置ス

ルニ其ノ地ノ自ラ耕作ノ爲メ其ノ地ノ僱用セリトシテ其ノ時ニ之ヲ行フ

ノ四、土地ノ僱用セリトシテ其ノ時ニ之ヲ行フ

ノ五、土地ノ僱用セリトシテ其ノ時ニ之ヲ行フ

ノ六、土地ノ僱用セリトシテ其ノ時ニ之ヲ行フ

ノ七、土地ノ僱用セリトシテ其ノ時ニ之ヲ行フ

ノ八、土地ノ僱用セリトシテ其ノ時ニ之ヲ行フ

ノ九、土地ノ僱用セリトシテ其ノ時ニ之ヲ行フ

ノ十、土地ノ僱用セリトシテ其ノ時ニ之ヲ行フ

其海運上所有土地の処分施行規則 第四一、  
第五〇、

第一條 売却又は貸付する土地は、五町歩以上、但し一区域五町歩未満の  
又、一区域五町歩以上

第二條 土地の売却又は貸付は、競争の付せず、但し行政上之に於て必要  
と認めらるる場合は、之を除く

第三條 土地の売却又は貸付面積は、一人に付在り、制限あり、然し、  
得る、但し、前条の売却又は貸付する土地の面積が、  
計して、其の面積の過半を、

- 一、耕作に供する土地 五十町歩
- 二、牧場 八十町歩
- 三、植樹 八十町歩
- 四、特定地 十町歩
- 五、其他の目的に供する土地 十町歩

第四條 社会所有其の共同して所有する土地は、其の計して、其の  
用途及人員の定むるに依り、五倍の面積を、  
第五條 売却又は貸付する土地の面積が、  
計して、  
一、十町歩未満 五十町歩  
二、十町歩以上 八十町歩

第六條 売却又は貸付する土地は、競争の付せず、但し行政上之に於て必要  
と認めらるる場合は、之を除く  
第七條 土地の売却又は貸付は、競争の付せず、但し行政上之に於て必要  
と認めらるる場合は、之を除く  
第八條 土地の売却又は貸付は、競争の付せず、但し行政上之に於て必要  
と認めらるる場合は、之を除く  
第九條 土地の売却又は貸付は、競争の付せず、但し行政上之に於て必要  
と認めらるる場合は、之を除く  
第十條 土地の売却又は貸付は、競争の付せず、但し行政上之に於て必要  
と認めらるる場合は、之を除く

和之身 耕作後又ハ植樹、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ  
便敷、左ノ制限ノ限リニシテ、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ  
既、(中略)ニシテ、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ

- 一、耕作、信スル土地 一、耕作、信スル土地 十五円
- 二、信スル土地 十五円
- 三、耕作、信スル土地 十五円

耕作有キ事開地ノ事分令 凡四回、 新令二九〇。

五、耕作、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ  
信、(中略)ニシテ、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ  
一、耕作、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ  
二、耕作、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ  
三、耕作、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ  
四、耕作、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ

六、耕作、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ  
七、耕作、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ  
八、耕作、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ  
九、耕作、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ  
十、耕作、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ

十一、耕作、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ  
十二、耕作、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ  
十三、耕作、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ  
十四、耕作、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ  
十五、耕作、信スル土地ノ是れ也、此レヲソノ